

平成30年度第1回補助金等審議会
会議録

日時 平成30年7月19日（木）
午後2時から午後4時45分
場所 東海村役場行政棟庁議室

出席委員：吉田委員長，渡邊副委員長，埴委員，久賀委員，椿本委員，小泉委員
欠席委員：無し
事務局：佐藤（秀）課長，神永課長補佐，記録者

○開会

企画経営課長

○村長挨拶

今日は暑い中，お集まりいただきありがとうございます。平成30年度の第1回の補助金等審議会となりますが，今回は3件付議いたしますので，よろしくお願いします。村の本年度一般会計当初予算額は昨年度とほぼ同額となっておりますが，性質別で見ると補助費等が若干減少しております。これは水道事業会計への補助金を減額したことが主な要因であり，細かな補助金についてはあまり見直しができなかったと思います。昨年度の補助金等審議会ではファーマーズマーケット出荷推進補助金と民間保育園運営費補助金の2件を審議いただきまして，ご指摘のとおり課題の多い補助金でした。開催された時期的なものもあり，平成30年度当初予算には直ぐに反映できませんでしたが，本年度中に担当課が検討・見直しを行い，平成31年度当初予算には反映していきたいと考えております。

本年度付議した3件につきましても，10年以上経過しており，様々な課題があるということで皆様のご意見をいただきたいと思います。併せて，村としての考えを打ち出すことが大事であると考えておりますので，皆様のご意見を参考にしながら事業を執り行っていきたいと思っております。本日はよろしくお願いします。

○委員長挨拶

昨年度は補助金等審議会を2回開催し，皆様から自由闊達なご意見をいただき議論を深めることができたと思います。今年度は3件付議されております。自治体によってはこのように厳選して付議する場合と全てを付議する場合がありますが，東海村のように厳選して付議する方が，個別の案件の議論を深めることができると思います。本日も皆様と実りのある議論をしながら，補助金の見直しなどの意見を出していきたいと考えております。本日はよろしくお願いします。

○審議事項

1. 生ごみ処理機器購入設置補助金 午後2時20分から

《担当課説明》

配布資料に基づき説明

《質疑応答》

委員1：本年度申請件数が急に増えた理由は？

担当課1：昨年度申請件数の伸びが鈍かったため、年明けに再度、この補助金について村の広報紙に掲載した。その周知が昨年度から今年度の伸びに繋がっていると思う。例年は、広報とうかい4月10日号に掲載するのみで、後は申請待ちの状態であるが、昨年度は予算残額があるということで、もう1回呼びかけたところ、反響があったということが一つ考えられるのかなと思う。

委員2：電動式の生ごみ処理機は今でもポピュラーなのか。コンポストは堆肥への還元もあり不滅だと思うが。

担当課2：機種も様変わりしており、処理時間も短くなってきている。室内に置くこともできるため、大分状況は変わってきている。

委員3：配布資料に記載してあるが、何故、生ごみ処理機で処理したものを可燃ごみとして出していることが分かったのか。

担当課3：10年ほど前にアンケートを実施しており、その中で、ほんの僅かではあるが、生ごみとして出しているという回答があった。

委員4：販売業者の見直しの要望はあるのか。

担当課4：数年ごとに、既存の販売業者に継続することを呼び掛けたり、広報とうかいでこのような取り組み参加することを新規の販売業者に呼び掛けたりしている。平成30年度からは新たにジョイフル山新が指定店に加わっている。

委員5：申請手続きは手間なのか。

担当課5：住民の方に役場に来てもらい整理券を渡し、指定店に行ってもらう。指定店が住民の方から委任状を取り、代理申請という形で役場に申請があり、村から指定店に補助金の交付決定を行う。交付決定後、住民の方は購入希望の機器を手に入れることができる。指定店はその領収書と補助金の請求書を合わせて村に提出し、補助金の交付を受けるという流れである。一連の申請手続きについて、手間がかかるのではないかという趣旨の意見が販売業者から投げかけられている。

委員6：もう一度説明してほしい。

担当課6：購入希望者はまず環境政策課に来る。そこで整理券を渡す。購入希望者はその整理券を持って指定店に行く。そこで見積もりベースで購入機種等を決める。購入希望者は補助金の申請と受給に関

する委任状を書き、指定店がその委任状を基に、環境政策課に来て補助金の申請を行う。環境政策課では整理券番号を基に、申請書の内容を確認・審査して補助金の交付決定を行う。交付決定後、購入希望者に購入機器が渡される。その際、補助金の交付決定額を除いた金額を購入希望者が指定店に支払う。その後、指定店は領収書と補助金の請求書を環境政策課に提出し、補助金を交付する。という一連の流れになっている。

委員長 1：購入希望者が購入機器を手に入れるまで、どれぐらいの時間がかかるのか。

担当課 7：早くても 2，3 週間はかかると思う。

委員 7：補助金の PR に関しては村報のみで行っているのか。もう少し PR について考えてはどうか。

担当課 8：PR については検討していきたい。

委員 8：電動処理機とコンポストでは値段が違うのか。

担当課 9：電動処理機は市販価格で 6 万円から 8 万円ぐらいである。

委員 9：学校に置いてある処理機で処理した生ごみはどうしているのか。

担当課 10：堆肥化して一部使用していることを確認している。

委員 10：以前の電動処理機は小さいビニール袋に入る量を処理するのに、3，4 日かかったと聞いている。今の 8 万円台のものは短い時間で処理できるのか。

担当課 11：以前より短い時間でできると聞いている。

委員 11：10 年前にアンケートを行ったようだが、今は簡単なアンケートなどは行っていないのか。

担当課 12：今は行っていない。

委員 12：アンケートを行った方が、生の声を聞くことができるのでよいのではないか。先程の PR についてだが、生ごみを処理するのではなく、生ごみを減らすという観点からの PR もあるのではないかと思う。

委員 13：生ごみ処理機の普及率は？

担当課 13：平成 29 年度末の村全世帯数で考えた場合、電動処理機とコンポストを合わせて 8 % 程度である。

委員長 2：耐用年数は 3 年なのか。どのような管理しているのか。

担当課 14：台帳管理をしている。申請があった時点で確認している。

委員長 3：コンポストは 2 つまで申請対象になるのか。例えば、昨年度 1 台、今年度 1 台という購入の仕方も認めるのか。

担当課 15：あくまで単年度に 2 つ購入することを原則としている。そこから 3 年経過しないと新たに購入できない形を取っている。

委員長 4：全体的に、この政策が、村において、どの程度浸透しているかが

大事な点になるのだが分かりにくい。村としてはその点について、どのように認識しているのか。

担当課 16 : アパート入居者や畑を所有していない方への政策誘導は考えていない。家庭菜園などを行っている方が補助制度を利用することを想定している。

委員長 5 : 特に普及率 100% を目指すものではないということか。

担当課 17 : そのとおりである。家庭菜園や畑などを所有している方を対象として考えている。

委員 14 : 家庭菜園を行っていないなくても、生ごみを減量したいという意識を持った人はいるのではないか。もう少し PR してはどうか。

担当課 18 : 説明不足だったのかもしれないが、この補助金の本来の目的は生ごみの資源化・堆肥化が基本にある。

委員長 6 : 堆肥化ということは土地が無いと意味が無いということか。

担当課 19 : 生ごみを堆肥化して利用することを想定している。

委員長 7 : 畑が無くても、自宅の庭に散布するのはどうか。

担当課 20 : 処理した生ごみを可燃ごみとして出すことを薦めていないということである。庭で堆肥化したものを利用するのであればよい。

委員長 8 : この補助金を利用するのであれば、堆肥化して利用することが前提にあるという考えでこの政策を行っているのか。

担当課 21 : そのとおりである。

委員長 9 : 補助事業の仕組みを変える考えはあるのか。事務手続きを簡素化して、購入希望する住民が領収書を呈示して申請することはできないか。

担当課 22 : 他の自治体でも領収書を呈示して申請する形を取っているところもある。やり方次第である。

委員 15 : この制度は補助金の予算規模からすると、住民、販売業者、役場の事務手続きがかなり煩雑である。事務手続きの手法を見直せないなら、やめてもよいのではないかと思う。

委員 16 : 領収書の呈示による補助申請など事務の軽減を図ってはどうか。

委員長 10 : 担当課として事務手続きを見直す気持ちはあるのか。また、制度自体についてはどのように感じているのか。生ごみの減量化・資源化に繋がっているのか。

担当課 23 : 制度自体は続けていきたいし、周知の方法を検討していきたい。補助要綱も簡素な手続きでできるように改正していきたい。

委員長 11 : 制度自体の意義は考えているようだが、この補助金の予算額を増やしたり、減らしたりしていく考えはあるのか。

担当課 24 : 事業規模については現状で継続していくことを考えている。

委員長 12 : それでは課題として考えているのは事務手続きだけか。

担当課 25：事務手続きと周知方法を課題として考えている。重点的に見直していきたい。

2. 東海村交通安全対策協議会事業補助金 午後 3 時 15 分から

《担当課説明》

配布資料に基づき説明

《質疑応答》

委員 17：交通安全対策協議会は村からの補助金 89 千円だけなのか。

担当課 26：予算的には 89 千円だけである。

委員 18：協議会の運営費は無いのか。

担当課 27：運営費は特に無い。

委員 19：事務局は役場か。

担当課 28：そのとおりである。4 月か、5 月に総会を開催し、後は、年 4 回のキャンペーンにご協力いただいているのみである。

委員 20：配布資料の中で、課題として、現在の補助金額では年 4 回のうち 1 回分のキャンペーングッズしか購入できないと記載されているが、他の 3 回分はどうしているのか。

担当課 29：不足分は村の消耗品の予算で購入している。

委員 21：それでは単に会計を分けて購入しているだけである。この補助金をやめて、まとめて役場で購入して必要な分を配布してはどうか。交通安全対策協議会にはキャンペーンの際に、協力してもらう形を取ってはどうか。

委員長 13：配布資料の事業報告のうち、交通安全対策協議会に対する補助金を活用して実施しているのはどの部分か。

担当課 30：平成 29 年度実績としては、年末のキャンペーンである。その際配布した啓発物の一部（800 個中 420 個）について補助金を活用している。啓発物の個数は春、夏のキャンペーンでもほぼ同じである。

委員長 14：補助金が充当されていないキャンペーンでは村の予算で啓発物を購入しているのか。その場合の事業主体は交通安全対策協議会なのか。

担当課 31：村予算で購入しており、事業主体は交通安全対策協議会では無い。

委員長 15：それではこの補助事業の実績報告書の書き方はおかしいのではないか。

担当課 32：村の交通に関する事業を報告する形を取っている。

委員長 16：この補助事業に対する報告は村ではなく、あくまで交通安全対策協議会自体の事業報告であるべきではないか。

担当課 33：そう考えるとご指摘のとおりである。

委員長 17 : この補助事業の事業報告に記載されている活動の全てを交通安全対策協議会で行っているのか。

担当課 34 : 行ってはいない。

委員長 18 : それならば何故事業報告に記載したのか。人的なところで関わっているから記載したのか。全然関わっていないのに記載したら、おかしいのではないか。

担当課 35 : この事業報告は 4 月にあった交通安全対策協議会の総会資料を転記したものである。ご質問いただいた活動について、協議会として全て関わっている。

委員長 19 : 協議会として関わっており、この事業報告について協議会として行っているということでしょうか。

担当課 36 : そのとおりである。

委員長 20 : 補助金は年末のキャンペーンの一部に活用しているということでしょうか。

担当課 37 : そのとおりである。その部分にしか、補助金を充当していない。

委員長 21 : 主催者は村なのか。交通安全対策協議会が主催者なのか。

担当課 38 : 交通安全対策協議会は主催者ではない。

委員長 22 : 交通安全対策協議会に加盟している団体が行っていることを少し大げさに書いたら、このような補助金の事業報告になったということか。

担当課 39 : そのとおりである。

委員長 23 : 普通に考えた場合、交通安全対策協議会の収支計算書と事業報告が連動してないように感じる。また、補助金の交付要綱であるが、この要綱の中で、補助金の額は 89 千円限度とすると記載されている。平成 18 年度から変更されていないようであるが、この 89 千円の根拠は何か。経緯は分かるか。

担当課 40 : 89 千円の根拠は正直なところ見つからなかった。

委員長 24 : 補助金額と補助要綱に規定されている対象事業の内容が合致していないのではないかと感じる。だから今のような状況になっているのではないかと。仮にこの補助金をやめた場合にどのような影響があるか。

担当課 41 : 補助金をやめた場合、補助金額 89 千円で購入していた啓発物を村予算で購入するだけである。

委員長 25 : 協議会自体が解散することはあるのか。

担当課 42 : 協議会自体が解散することはないと思う。

委員長 26 : 本来の協議会に頑張ってもらいたいのであれば、予算額を増やす方向もあるのではないかと。もう一つは補助金をやめて、村予算による対応とし、人的な部分で協議会と連携するという方向もある。今のままでは、協議会の実績報告は不適切であるし、協議会の体

を成していない。担当課としては現状維持も含めて、今後どの方向性に進むつもりなのか。

担当課 4 3 : 交通安全対策協議会は所管替えにより、今年度から環境政策課の所管となった。補助金額 89 千円については経緯をもう少し調べたい。また、補助金の使途であるが、現在は啓発物を購入しているから 89 千円では不足しているように見えるが、補助要綱を確認すると他の事業にも活用可能である。啓発物以外の使途があるか等も調査していきたいと考えている。

委員長 2 7 : 補助金の使途とは 89 千円の使途のことか。

担当課 4 4 : そのとおりである。89 千円という補助金額が十分なのか議論があると思うが、補助制度としては啓発物以外にも充当できる補助要綱となっているので、交通安全対策協議会の活動を継続していくために必要なものは何かと考えながら、来年度の予算編成までには方向性を決めていきたいと考えている。

3. 東海村傾聴ボランティア事業補助金 午後 3 時 4 5 分から

《担当課説明》

配布資料に基づき説明

《質疑応答》

委員 2 2 : 配布資料の中で、課題として無償ボランティア団体の存在を挙げているが、同じような活動を行っているのか。

担当課 4 5 : 無償団体については設立して間もない。活動としては傾聴だけである。この補助金は、(有償ボランティア団体が施設において)傾聴だけでなく、付随した活動として清掃などを行うことも含めて補助対象としている。

委員 2 3 : 対象となる施設は 2 施設だけか。

担当課 4 6 : 対象となり得る施設は村内に 6 施設ある。

委員 2 4 : そのうち 2 施設が対象となる理由は何か。

担当課 4 7 : 元々この補助金は身体拘束廃止推進事業補助金というものであり、当初は、特別養護老人ホーム A 施設だけが対象であったが、その後、特別養護老人ホーム B 施設が開所したことに伴い 2 施設が対象となった経緯がある。平成 2 9 年度に補助要綱を見直し、対象を拡大したものである。

委員 2 5 : 傾聴ボランティアの付随した活動は施設職員の手伝いや補助になるのではないか。そのあたりはどのように整理しているのか。

担当課 4 8 : 施設職員の手伝いをすることによって、施設職員には本来の仕事に従事していただいて、身体拘束の廃止につなげていきたいと考えているので、傾聴ボランティアには施設職員の補助もしていた

だければと思う。

委員 26 : 傾聴ボランティアが施設職員を手伝うことによって、施設職員が入所者を身体拘束しなくてもよい状況にしたいという考え方で整理しているということか。

担当課 49 : そのとおりである。身体介護等は有資格者である施設職員が行い、それ以外の部分で傾聴ボランティアが手伝う形を考えている。

委員 27 : 無償の傾聴ボランティアは何人ぐらいで活動しているのか。

担当課 50 : 会員数 18 人と聞いている。

委員 28 : その人数で 4 施設は大変だと思う。

担当課 51 : 今後は在宅で介護されている方にも支援をしていきたい意向があると事務局である村社会福祉協議会から聞いている。

委員 29 : 身体拘束廃止委員会の事例検討の内容を説明してほしい。

担当課 52 : 施設における対応の中で、判断に迷うケースについて話し合ったりしている。

委員 30 : 今後、村として新たなボランティアを増やしていく考えはあるのか。

担当課 53 : 村社会福祉協議会で昨年度ボランティアの養成講習会を開催したが、なかなか傾聴ボランティアの人数増には結び付いてはいない。

委員 31 : あまり増えていないのか。

担当課 54 : そのとおりである。

委員 32 : 地域との交流はどの施設でも行っているのか。

担当課 55 : 行っている。

委員長 28 : 先程から、傾聴ボランティア事業補助金の内容について説明を受けているが、実際にボランティアを行っている団体の資料を見ると、傾聴ボランティア事業を村から受託していると記載してある。村がこの団体に事業を委託しているという認識でよいのか。

担当課 56 : 村は傾聴ボランティア団体に委託していない。誤記載である。

委員長 29 : 補助金の交付要綱を見ると、施設が傾聴ボランティアに支払う謝礼に要した費用の一部を補助対象としているが、施設側のボランティアに対する支払いの有無や支払った金額の多寡は関係なく、補助金額を算定する形となっているのではないか。

担当課 57 : この補助要綱に明記していないが、補助事業の立案に際して、村社会福祉協議会の有償ボランティア団体が行う活動について補助することを前提としている。

委員長 30 : 村とこの有償ボランティア団体の間で協定書等を締結しているのか。

担当課 58 : 協定書等は結んでいない。

委員長 31 : この補助要綱を見る限り、この有償ボランティア団体と施設の関

係性でなければ認めないとは読み取れないのではないか。

担当課 5 9 : そのとおりである。

委員長 3 2 : 無償ボランティアが、有償ボランティアと同じようなことを行った場合、受け入れ施設は補助対象となるのか。

担当課 6 0 : 補助要綱にあるとおり、謝礼に要した費用の一部を補助する形なので、無償ボランティアは対象とならない。

委員長 3 3 : それでは、補助要綱の基準よりも低額で有償ボランティアを行った場合にはどうか。実質的に低額に抑えていくのか。

担当課 6 1 : 実際に支払った費用の一部を補助する形なので、例えば、1 0 0 円、2 0 0 円の費用に対して、(補助要綱で規定している) 5 0 0 円に4分の3を乗じた金額を補助することはあり得ない。

委員長 3 4 : 補助要綱自体が現在活動している有償ボランティア団体を念頭に作られているのか。

担当課 6 2 : そのとおりである。

委員長 3 5 : 無償ボランティア団体が、(現在、有償ボランティア団体が活動している) A 施設や B 施設で活動を始めた場合、この補助金の取扱いはどうなるのか。この補助要綱自体を改正するのか。

担当課 6 3 : 補助金の積算基準となっている金額は有償ボランティア団体の時間単価ではあるが、これはボランティアの交通費、実費弁償として考えている金額である。無償ボランティアが施設で活動した場合に、施設が無償ボランティア団体に費用を支払わなければ補助対象とはならない。逆に費用を支払えば補助対象となる。

委員長 3 6 : 村が直接、有償ボランティア団体に支払うことは考えないのか。この傾聴ボランティア事業を東海村の自主事業にはしないのか。

担当課 6 4 : 村は有償ボランティアの活動に対して、(時間単価の) 5 0 0 円を支払う訳ではない。その4分の3である。残りの4分の1は有償ボランティアを受け入れた施設が負担する。

委員長 3 7 : 補助制度上、問題は無いと考えているのか。

担当課 6 5 : 課題はあっていると感じている。

委員長 3 8 : 補助単価を変えることは考えないのか。

担当課 6 6 : ボランティアは(金銭の問題では無く) ボランティア精神を大切にし、プライドを持ってボランティア活動を行っている。

委員長 3 9 : 身体拘束廃止に取り組むということは、傾聴ボランティアに(施設に) 入ってほしいということか。

担当課 6 7 : そのとおりである。ただ、(ボランティアの) 活動人数が少ないなかで、どうやって他の施設にも入っていくかが悩ましいところである。

委員長 4 0 : 傾聴ボランティアとは話し相手になり、見守りを行う人のことを

- 指していると思うが、それ以外の活動も行っているのか。
- 担当課 68：(施設の中で) 清掃等を行っている。
- 委員長 41：補助単価の 500 円の中に、清掃等の活動は含まれていないのか。
- 担当課 69：清掃等の活動も含まれている。
- 委員長 42：(清掃等の活動も含まれているのであれば) 傾聴ボランティアへの補助という形を見直す必要があるのではないのか。
- 担当課 70：(補助要綱の中で) 見守り活動等の「等」の部分に清掃等が含まれている。
- 委員長 43：無償ボランティアは傾聴のみのため、「等」の部分がないのか。
- 担当課 71：そのとおりである。
- 委員長 44：無償ボランティアに清掃等も行ってほしいのか。
- 担当課 72：そういう訳ではない。施設に第三者が入って活動することにより、高齢者の方の心のケアや身体拘束の廃止に繋がっていくと思う。地域の方が(有償・無償に関わらず) ボランティアとして施設に入ることはよいことだと考えている。
- 委員長 45：身体拘束の廃止を進める上で、この補助事業は必要不可欠と考えているのか。
- 担当課 73：施設はどうしても閉鎖された空間であるため、第三者が入ることによって、身体拘束の廃止等に繋がっていくことができればと考えている。
- 委員長 46：他の自治体も同じような補助事業を行っているのか。それとも、東海村の独自事業なのか。
- 担当課 74：この取り組み自体は東海村独自である。
- 委員長 47：発想としては素晴らしいものがあると思う。
- 委員 33：当初は身体拘束廃止の名称を使用していた補助金を傾聴ボランティアと名称変更したのか。
- 担当課 75：平成 29 年度に、東海村傾聴ボランティア事業補助金に名称変更し、身体拘束廃止だけではなく、高齢者の心のケアも補助目的に加えた。
- 委員長 48：(名称を) 介護ボランティアにしてはどうか。
- 委員 34：施設職員の負担軽減に繋がるような活動をしているが、あくまで身体拘束廃止や高齢者の心のケアが目的であれば、傾聴ボランティアの名称の方がよいのではないかと思う。
- 委員長 49：施設が身体拘束をしないように見張るための補助金なのか。
- 担当課 76：施設にボランティアが入ることで、施設職員が入所者に対して身体拘束をしない効果はあると思う。身体拘束に至ってしまう理由には、施設の人手不足がある。施設職員が不足しており、入所者への目が行き届かないため、やむを得ずというところがある。見

張るということではなく、ボランティアが施設に入ることによって、人手が増え、施設職員の負担が減り、身体拘束をしないという効果が出てくる。

委員長 50 : (施設が) 人手不足で大変な時には、身体拘束に陥りやすいのか。

担当課 77 : そのとおりである。

委員 35 : 何故、実績が年々低下しているのか。

担当課 78 : 今活動している有償ボランティア団体の会員が一時期 10 人ぐらい辞めてしまった。そこから会員数は増えていないし、活動できる時間も限られてくる。施設側の希望日とボランティア側の派遣可能日が合わないこともある。また、ボランティア団体において、施設に出向くだけではなく、在宅の方を支援していきたいという希望もあると聞いている。それらの要因により実績が低下しているのではないかと思う。

委員長 51 : 有償ボランティア団体は、施設と個人宅に行くのでは料金は異なるのか。

担当課 79 : 一緒である。

委員長 52 : 補助金の額の算定において、何故、500 円の 4 分の 3 に相当する額を補助相当額としているのか。全額補助でもよいのではないか。

担当課 80 : 平成 17 年度に補助要綱を制定したときに、4 分の 3 を乗じる形にしたが、何故、4 分の 3 を乗じる形にしたのかの経緯について把握していない。

委員長 53 : 4 分の 1 は施設側が負担するということでよいか。

担当課 81 : そのとおりである。

委員長 54 : (仕組みとしては) 施設も在宅利用の個人の方も、有償ボランティアに 500 円支払う。役場は施設が負担する 500 円に 4 分の 3 を乗じた額を補助するという形なのか。

担当課 82 : そのとおりである。在宅の個人方は、介護保険制度の対象となる方もいるので、介護保険で対応してもらっている。

委員 36 : ボランティアは無償という考え方もあるが、時間単価が 500 円というのもどうか。(ボランティアの) 担い手がいないのであれば、活動費の見直しを考えたりはしないのか。

担当課 83 : 村でボランティア団体の活動費を決めることはできない。時間単価 500 円は村社会福祉協議会に登録されている有償ボランティア団体が決めているものであり、各団体で自主的に活動費を見直すことはできると思う。

委員長 55 : 有償ボランティア団体の活動費を見直せば、会員が集まるのではないか。村が補助金額を上げたり、施設側が負担額を上げたりす

る考えはないのか。会員数を増やすには何が大事だと考えているのか。

担当課 8 4 : 現在, 第 7 期の高齢者福祉計画, 介護保険計画に基づき, 施策を行っている。次回見直しは 3 年後である。第 8 期の計画策定の際に, 傾聴ボランティアのあり方も考えていきたいと思う。

委員長 5 6 : 実際に, 現時点で, 傾聴ボランティアのニーズは高いのではないか。それならば, (傾聴ボランティアを) 増やすしかないのではないか。ボランティア会員数を増やすための考えはあるのか。

担当課 8 5 : 難しいところである。ボランティアと施設側で雇用するアルバイトの兼ね合いもある。本来であれば, 施設側に十分な人手があれば, ボランティアを増やす話にはならない。他の自治体の話になるが, 介護施設でボランティアをした方に対して, ポイントを付与し, 貯まったら, 現金に替えるか, 社会福祉協議会に寄附するか選べる事業を行っているという話を聞いている。

委員長 5 7 : ボランティアに対するポイント制を導入しているのか。

担当課 8 6 : そのとおりである。全国的に見ると, 高齢者の方の健康づくり, 生きがいづくりの一環として, 施設にボランティアに行くことを推奨している自治体もあり, 村としても施設に行くというボランティア活動を支援していきたいという想いもある。単に, お金を出すということではなく, 高齢者のボランティア活動の場を支援することで, 高齢者の生きがいづくりを支援していくという考えもあると思う。

委員長 5 8 : ニーズは高いのか。もうやらなくてもいいという声はないのか。

担当課 8 7 : 施設側の声として, この補助制度があって助かっているということを知っている。

委員長 5 9 : ニーズが高いという説明を聞いたが, 実際には A 施設と B 施設にしか (ボランティア活動に) 行くことができず, 他の施設には対応できていない。これは有償ボランティア団体のマンパワーが不足していることが原因だと思うか。

担当課 8 8 : そのとおりである。実際に他の施設には行くことができていない。

委員長 6 0 : 無償ボランティア団体に要請すればよいのではないか。

担当課 8 9 : そのとおりであるが, 既に, 無償ボランティアも (A 施設と B 施設以外の) 4 施設で活動しているため, 新規の施設から要請があった場合に対応が難しいという話を聞いている。

委員長 6 1 : 現状の有償ボランティア団体と無償のボランティア団体でマンパワーが不足しているのであれば, ボランティアの会員数を増やしていくしかないのではないか。

担当課 9 0 : そのとおりである。

委員長 6 2 : (ボランティアの会員数を増やすためには) お金だけではなく、インセンティブや生きがいも必要だとそのように考えているのか。

担当課 9 1 : 他にアイデアがあれば教えていただきたい。

委員長 6 3 : お金 (ボランティア活動の時間単価) を増やせばよいのではないのか。

担当課 9 2 : ボランティアの方は、ボランティア活動にプライドを持っている。生きがいを持って活動しており、単なる金銭面だけの話ではない。

委員長 6 4 : それでは、生きがいを持ってボランティア活動をする方を掘り起こすしかないのではないのか。

担当課 9 3 : そのとおりである。

委員長 6 5 : この補助金の目的は身体拘束廃止以外に、乱暴な扱いをさせないという意味合いもあるのか。

担当課 9 4 : そのとおりである。(施設職員が) 大声を上げること等も身体拘束の一部と見なされるので、そのような行為を廃止していく意味合いもある。

委員 3 7 : 是非拡充し、取り組んでいってほしい事業ではあるが、ボランティアの担い手が不足している現状では、穿った見方をすれば、単に 2 つの施設 (A 施設と B 施設) の手伝いをしているように見える。判断として悩ましいところである。

○閉会

企画経営課長